

平成20年度決算に基づく健全化判断比率等の公表

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、平成20年度決算の数値を基に算定した「健全化判断比率」・「資金不足比率」をお知らせします。

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの健全化判断比率のうち、いずれかが「早期健全化基準」を超えた場合、「財政健全化計画」を策定し、自主的かつ計画的に財政の健全化を図ることになります。

将来負担比率を除く3つの健全化判断比率が「財政再生基準」を超えた場合、総務大臣の同意が必要な「財政再生計画」を策定することになり、国の管理下のもと厳しい財政の健全化が求められ、大幅な行政サービスの見直しなど、市民生活に大きな影響を与えることとなります。

また、公営企業会計の資金不足比率には「経営健全化基準」が設けられており、基準を超えた場合、「経営健全化計画」を策定し、自主的かつ計画的に経営の健全化を図ることになります。

健全化判断比率は

平成20年度決算数値に基づく4つの健全化判断比率については、すべてが早期健全化基準を下回っています。

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
根室市	—	—	11.00%	126.70%
早期健全化基準	13.41%	18.41%	25.00%	350.00%
財政再生基準	20.00%	40.00%	35.00%	

※「—」は、黒字となっているため比率が算定されません。

資金不足比率は

平成20年度決算数値に基づく資金不足比率については、資金不足額を生じた会計がなかったことから発生していません。

また、平成19年度における市立根室病院会計の不良債務については、「公立病院特例債」を発行し解消を図りました。

なお、平成20年度決算から経営健全化基準を超えた場合、「経営健全化計画」を策定し、自主的な改善努力により経営の健全化を図る必要があります。

企業会計名	資金不足比率	経営健全化基準
港湾整備事業会計	—	20.00%
水道事業会計	—	
下水道事業会計	—	
市立根室病院会計	—	

※資金不足額がない場合「—」で表示。



比率の解説

■実質赤字比率

福祉・教育・まちづくり等を行う地方公共団体の、一般会計の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示す比率です。

■連結実質赤字比率

すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての運営の深刻度を示す比率です。

■実質公債費比率

借入金の返済額とこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示す比率です。

■将来負担比率

地方公共団体の一般会計の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の、現時点での残高の程度を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示す比率です。

■資金不足比率

公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状況の深刻度を示す比率です。